

公衆浴場営業許可申請について

○手続きの流れ（その他の公衆浴場）

- 1 事前相談（構造設備等）、他法令の確認（裏面参照）
- 2 申請書提出
- 3 現地調査（申請から概ね1～2週間）
※申請内容と相異がないか、監視員が現地を調査します。立合いが必要です。
- 4 許可または不許可の決定（原則、申請から開庁日で数えて15日間以内）

○必要な書類等の一覧（その他の公衆浴場）

必要な書類等	備考	
公衆浴場営業許可申請書	記入例参照	
営業施設の構造設備を明示した図面	営業施設の平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業施設が複数階建ての場合、各階の平面図 ・ 営業施設が建物の一部である場合や、複数棟のうち一部分のみである場合、公衆浴場として営業する部分を明示した図 ・ 脱衣室、浴室、浴槽を明示し、各々寸法を記入 ・ 脱衣室、浴室、浴槽の面積算定図 ・ 便所の位置を明示 ・ 湯栓と水栓（カラン、シャワー）、携帯品保管棚（戸棚、ロッカー、下駄箱等）の位置を明示
	配管系統図	<ul style="list-style-type: none"> ・ ろ過器、ヘアキャッチャー、塩素注入器等の位置関係、新鮮湯や循環湯の補給場所がわかる系統図 ・ ろ過器がある場合、ろ材、ろ過能力がわかる仕様書、浴槽容量算定図
	入浴設備の調査票	記入例参照
（浴用水が水道水以外の場合） 浴用水の水質検査成績書の写し	水質検査成績書の写し （「許可申請時の水質検査について」参照） ※ 原本照合するため、原本もお持ちください。	
（法人の場合） 定款又は寄付行為の写し （健康保険組合、管理組合法人、宗教法人等の場合） 規約の写し		
（薬湯を使用する場合） 温泉の成分を記載した書類	温泉の含有物質又は医薬品等の名称、成分、用法、用量、効能を記載した書類を添付して下さい。	
公衆浴場業の申請手数料	22,060円	

※ 上記の添付書類のほかに、次の書類の提示をお願いします。（確認後、返却します。）

- ・ 申請者が法人の場合は、**商業登記事項証明書（原本）**
- ・ **自主管理の手引書**

※ 現に公衆浴場営業の許可を取得している施設の場合は、**現営業者の公衆浴場営業廃止届**が必要です。

※ ※「その他の公衆浴場」（健康ランド、スーパー銭湯、サウナ、旅館の日帰り入浴等）以外の公衆浴場営業を検討している場合は、手続きの流れや必要書類が異なりますので、保健福祉事務所までご相談ください。

＜関係機関の問合せ先＞

※お問い合わせの際は、公衆浴場営業許可申請予定である旨をお伝えください。

関係法令	地域	所管部署	電話番号	住所
消防法	箱根町	箱根町消防本部	0460 - 82 - 4505	箱根町宮ノ下 467-1
	湯河原町 真鶴町	湯河原町消防本部	0465 - 60 - 0119	湯河原町土肥 1-5-22
	小田原市	小田原消防本部	0465 - 49 - 4591	小田原市前川 183-18
建築基準法	箱根町 湯河原町 真鶴町	県西土木事務所 まちづくり・建築指導課	0465 - 83 - 5111	開成町吉田島 2489-2 (足柄上合同庁舎内)
	小田原市	小田原市役所 建築指導課	0465 - 33 - 1433	小田原市荻窪 300
都市計画法	箱根町	箱根町 都市整備課	0460 - 85 - 9566	箱根町湯本 256
	湯河原町	湯河原町 まちづくり課	0465 - 63 - 2111(代)	湯河原町中央 2-2-1
	真鶴町	真鶴町 まちづくり課	0465 - 68 - 1131(代)	真鶴町岩 244-1
	小田原市	小田原市 都市計画課	インターネット検索 又は窓口相談	小田原市荻窪 300
自然公園法 (※1)		環境省 関東地方環境事務所 富士箱根伊豆国立公園 管理 事務所	0460 - 84 - 8727	箱根町元箱根 164
屋外広告物条例 (※1)		県西土木事務所 小田原土木センター 計画建築部 許認可指導課	0465 - 34 - 4141	小田原市東町 5-2-58
土地利用調整 条例(※2)		土地水資源対策課	045 - 210 - 3115	横浜市中区日本大通 1
風俗営業等の 規制及び業務の 適正化等に 関する法律		小田原警察署 生活安全課	0465 - 32 - 0110	小田原市荻窪 350-1

※1 屋外広告物を設置する場合に関係する法律又は条例です。

※2 事業者が市街化調整区域などにおける一定規模以上の開発行為を行う場合、法令に基づく許認可の前に県知事と土地利用に関する調整を行うことを義務づけた条例です。

ホームページにも各様式を掲載しています。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/m7k/kankyo/p1138944.html>

又は

小田原 公衆浴場 申請

検索 

⇒ 「公衆浴場営業の申請について」

問合せ先

小田原保健福祉事務所

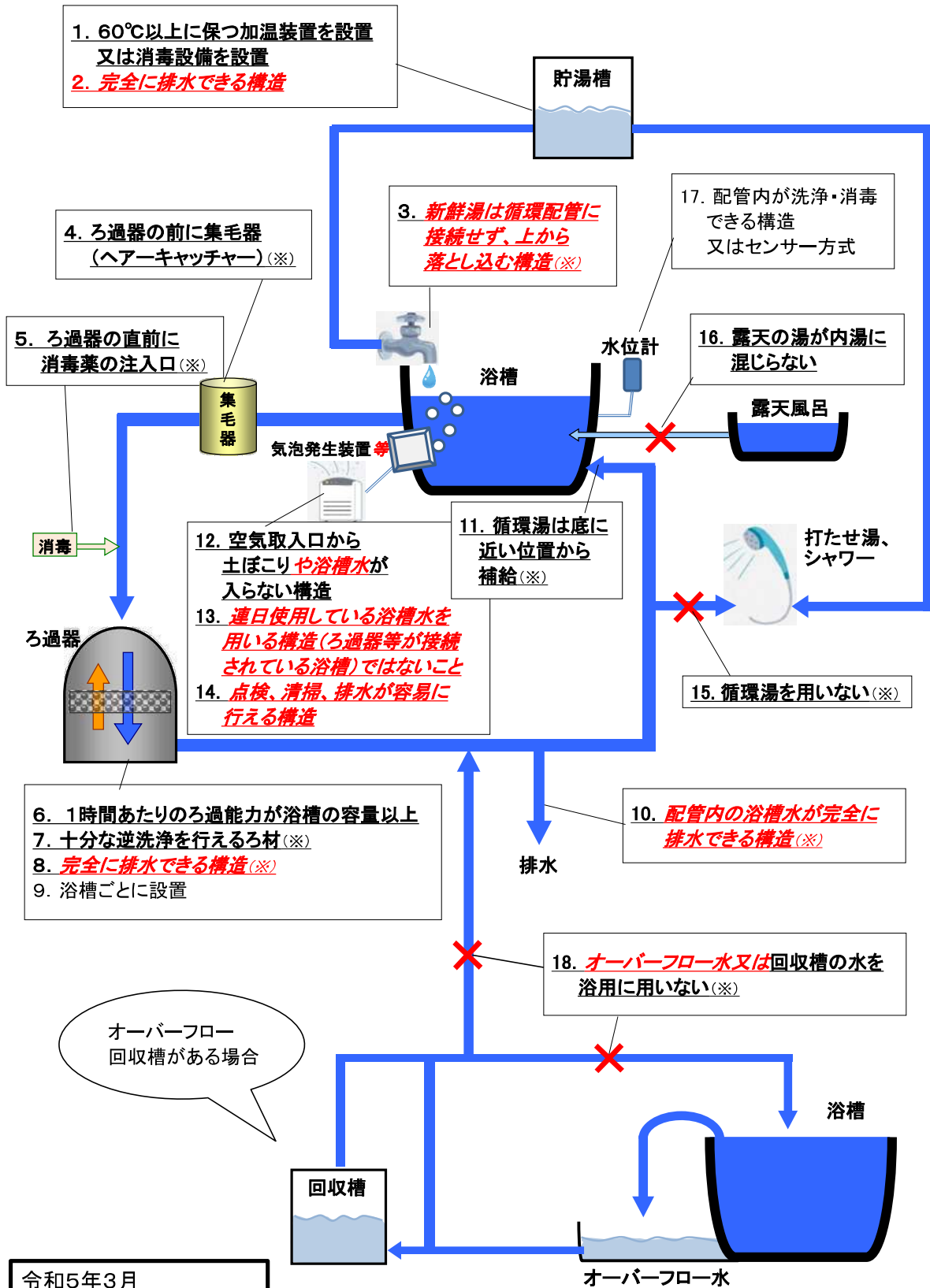
生活衛生部 環境衛生課

電話 0465-32-8000 (代表)

FAX 0465-32-8138

入浴設備の構造設備基準

- (注1) 斜体部: 令和4年10月1日施行の条例改正により加筆・変更した箇所
 (注2) 下線部: 法令、条例で規定されているもの
 (注3) (※)印: 浴槽水を循環させることなく入浴者ごとに換水する浴室には適用しない



令和5年3月
 小田原保健福祉事務所
 環境衛生課 作成

【参考】 根拠法令等 ※公衆浴場条例:公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準等に関する条例

1	公衆浴場条例	別表第1-2-(9)ア	貯湯槽内の原湯又は上がり用湯の温度を、湯の補給口、底部等全ての箇所において摂氏60度(最大使用時にあつては摂氏55度)以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、これにより難しい場合にあつては、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の原湯又は上がり用湯の消毒設備を設けること。
2	公衆浴場条例	別表第1-2-(9)イ	貯湯槽は、完全に排水できる構造とすること。
3	公衆浴場条例	別表第1-2-(10)	浴槽における原湯又は原水の注入口は、循環させるための配管等に接続せず、浴槽の水面の上部から浴槽に落とし込む構造とすること。
	循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル	III 4(1)④	浴槽に補給する湯や水は、必ず浴槽水面上部から浴槽に落とし込む方法を取り、浴槽の湯が給湯・給水配管に逆流しないようにしなければなりません。浴槽循環配管に、給湯配管あるいは給水配管を直接接続することは、逆流防止のため禁止されています。逆止弁を付けても、細菌等の汚濁の逆流を防ぐことはできません。
4.6.7	公衆浴場条例	別表第1-2-(11)	ろ過器を設置する場合にあつては、ろ過器は、1時間当たりのろ過能力が浴槽の容量以上であり、ろ材が十分な逆洗浄を行えるものであるとともに、ろ過器に毛髪等が混入しないよう浴槽水がろ過器に入る前の位置に集毛器を設けること。
5	公衆浴場条例	別表第1-2-(13)	浴槽水の消毒に使用する塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前の部分に設けられていること。
8.10	公衆浴場条例	別表第1-2-(14)	ろ過器等(ろ過器及び湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管等)は、完全に排水できる構造とすること。
9	公衆浴場における衛生等管理要領	II 第1-12(4)-2-g① II 第2-4	ろ過器は、浴槽ごとに設置することが望ましく、(後略)
11	公衆浴場条例	別表第1-2-(12)	ろ過器等により浴槽水を循環させる構造の浴槽にあつては、循環している浴槽水を補給する設備は、浴槽の底部に近い部分に設けられていること。
12,13,14	公衆浴場条例	別表第1-2-(17)	気泡発生装置等(気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備)を設置する場合にあつては、連日使用している浴槽水を用いる構造でないこと。この場合において、気泡発生装置等は、点検、清掃及び排水が容易に行えるものであるとともに、空気取入口から土ぼこり、浴槽水等が入らないような構造であること。
15	公衆浴場条例	別表第1-2-(16)	打たせ湯及びシャワーは、循環している浴槽水を用いる構造ではないこと。
16	公衆浴場条例	別表第1-2-(18)	内湯と露天風呂は、配管等を通じて、露天風呂の湯が内湯に混じることのない構造であること。
17	公衆浴場における衛生等管理要領	II 第1-12(4)-2-l II 第2-4	水位計の設置は、配管内を洗浄・消毒できる構造、あるいは配管等を要しないセンサー方式であること。
18	公衆浴場条例	別表第1-2-(15)	オーバーフロー水又は回収槽の水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、これにより難しい場合にあつては、オーバーフロー環水管を直接循環させるための配管に接続せず、回収槽は、地下埋設以外で清掃が容易に行える位置及び構造であるとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽の水を浴槽水とは別に消毒する設備を設けること。
	公衆浴場における衛生等管理要領	II 第1-12(4)-2-k II 第2-4	オーバーフロー水及びオーバーフロー回収槽(以下「回収槽」という。)内の水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、これにより難しい場合には、オーバーフロー還水管を直接循環配管に接続せず、回収槽は、地下埋設を避け、内部の清掃が容易に行える位置又は構造 になっているとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように、回収槽内の水が消毒できる設備が設けられていること。

【公衆浴場】構造設備の基準

(根拠) 公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準等に関する条例
公衆浴場における衛生等管理要領 (厚生労働省) 等

1 一般公衆浴場／その他の公衆浴場 (蒸気、熱気等を使用するものを除く)

・・・条例別表第1の2

- (1) 「入浴設備の構造設備基準」参照
- (2) 脱衣室及び浴室は、男女を区別し、互いに、かつ、外部から見通すことができない構造とすること。
- (3) 便所は、男女を区別し、かつ、流水式の手洗い設備を設けること。
- (4) 入浴者の衣類、履物その他の携帯品を安全に保管する設備を設けること。
 - ※ 入浴者数に応じて設けること。脱衣箱 (かご) の数は、[毎時最大浴場利用人員×50/60] 以上であることが望ましいこと。(要領Ⅱ第1の2、要領Ⅱ第1の3(4))
 - ※ 脱衣室には洗面設備を設けること(要領Ⅱ第1の3(6))
- (5) 脱衣室、浴室その他入浴者が利用する場所には、十分な換気能力のある設備を設け、かつ、これらの床面における照度は、30ルクス以上とすること。
 - ※ 浴室、脱衣室の入浴者の利用しやすい場所に1か所以上の飲料水を供給する設備を設けること。(要領Ⅱ第1の5)
- (6) 浴室の床は、コンクリート、タイル等の耐水材料を用い、浴用に供した汚水は、屋外の下水溝に完全に排出する構造とすること。
 - ※ 浴室の床面は、流し湯が停滞しないよう適当な勾配 (おおむね100分の1.5以上) を設け、かつ、隙間がなく、清掃が容易に行える構造であること。また、すべりにくい材質又は構造とすることが望ましいこと。(要領Ⅱ第1の4(3))
- (7) 流し場には、湯栓及び水栓を相当数設けること。
 - ※ 給水 (湯) 栓は、男女それぞれその入浴者数に応じ、[毎時最大浴場利用人員×20/60] により算出される数 (組) 以上であることが望ましいこと。(要領Ⅱ第1の4(6))
 - ※ 屋外には洗い場を設けないこと。(要領Ⅱ第1の10(2)3)
- (8) 浴槽は、耐水材料を用い、かつ、入浴者に熱気、熱湯等を直接に接触させない構造とすること。
 - ※ 浴槽は、洗い水等の流入を防止するため上縁が洗い場の床面よりおおむね5cm以上 (15cm以上が望ましいこと。) の適当な高さを有すること。(要領Ⅱ第1の3(10))
 - ※ 水位計の設置は、配管内を洗浄・消毒できる構造、あるいは配管等を要しないセンサー方式であること。(要領Ⅱ第1の4(18))
 - ※ 配管内の浴槽水が完全に排水できるような構造とすること。(要領Ⅱ第1の4(19))
 - ※ 座り湯、腰掛け湯等であって、循環浴槽水を使用する場合の補給設備は、構造物と人のからだが接している部分に開口部が位置し、かつ、補給する際の圧力等も考慮してエアロゾルが発生しない構造とすること。
 - ※ 循環している浴槽水その他飲用に適さない湯水については、誤飲防止の表示をすること。

裏面に続く

- ※ 露天風呂の周囲に植栽がある場合は、浴槽に土が入り込まないように注意すること。
(要領Ⅲ第1の8(2)3)
- (8) **浴槽内には温度計を備えておくこと。**
 - ※ 利用者から見やすい場所に設置すること。

2 その他の公衆浴場（蒸気、熱気等を使用するもの）・・・条例別表第3の2

- (1) **1** (別表第1の2の項各号)に掲げる基準を有すること。
- (2) 浴室には、浴槽又は湯若しくは水の出るシャワーの設備を設けること。
 - ※ サウナ室等の室内には、温度計及び時計を備えること。
 - ※ サウナの利用基準温度を表示し、温度計を適当な位置に設置し、必要に応じて湿度計を設置すること。(要領Ⅱ第1の10(1)6)
 - ※ サウナ室の室内を容易に見通すことができる窓を適当な位置に設けること。また、入浴者の安全のため、室内には、非常用ブザー等を入浴者の見やすい場所に設けること。
(要領Ⅱ第1の10(1)7)
- (3) マッサージ台の周囲には、カーテン、つい立て等見通しを遮るものは、一切設けないこと。

【公衆浴場】衛生措置の基準

1 一般公衆浴場／その他の公衆浴場（蒸気、熱気等を使用するものを除く）

・・・条例別表第1の1

- (1) 「入浴設備の衛生管理について」参照
 - ※ 浴槽に入る前に石ケン等を用いて身体をよく洗うとともに、出る際にもシャワー等で身体を洗い流すよう入浴者に衛生上の注意を喚起すること。(要領Ⅲ第1の9(3))
- (2) **おおむね7歳以上(★)の男女を混浴させないこと。**ただし、知事が利用形態から風紀上支障がないと認める場合は、この限りでない。

2 その他の公衆浴場（蒸気、熱気等を使用するもの）・・・条例別表第3の1

- (1) **1** (別表第1の1の項各号)に掲げる基準を有すること。
- (2) 入浴者に使用させるタオル類及びマッサージ台の敷布類は、常に清潔に保ち、入浴者1人ごとに取り替えること。
- (3) 従業員をして風紀を乱すおそれのある服装又は行為をさせないこと。

(★)公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準等に関する条例の改正（令和4年10月1日施行）により、10歳以上からおおむね7歳以上に変更。

第1号様式（第3条関係）

(この欄には、申請者は記入しないで下さい。)

手 数 料 領 収 済 印					校 正	
領 収	月 日		保健所		取 扱 者	
	番 号	第 号	現 金			
	金 額	円	取扱者			

公衆浴場営業許可申請書【記入例】

〇〇年 〇〇月 〇〇日

神奈川県小田原保健福祉事務所長殿

申請者 住 所 〒〇〇〇—〇〇〇〇

〇〇県 △△市 ××町 ●●●番地

申請者が法人の場合は、登記上の
住所、会社名、代表者名を記入

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者氏名)

株式会社▲▲▲ 代表取締役 □□□□

年 月 日生

電 話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

申請者が個人の場合のみ記入

次のとおり公衆浴場を営業したいので、申請します。

所 在 地	〒〇〇〇—〇〇〇〇 神奈川県 足柄下郡 △△町 〇〇〇番地 電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
名 称	日帰り温泉おだわら
公衆浴場の種類	温泉・温湯・薬湯・蒸気・熱気等・その他 () (浴槽に使用する湯の種類を1つ選択)
公衆浴場の種別	一般・その他 (条例第4条第 項) <input type="radio"/> 蒸気・熱気等を使用 (サウナ等) → 第3項 <input type="radio"/> その他のもの → 第4項
工事完成予定年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日
営業開始予定年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日 (該当する日付があれば記入) (具体的な日付を想定していない場合は空欄)

営業施設の構造設備等の概要

建物の概要	構造	鉄筋コンクリート造 2階建	敷地面積	〇〇〇〇平方メートル	
	建築面積	〇〇〇〇平方メートル (申請施設が入っている建物全体の面積)	建築延べ面積	〇〇〇〇平方メートル (申請施設が入っている建物全体の延べ面積)	
営業施設の面積等	男女の区分		男	女	
	項目				
	脱衣室		〇〇〇〇平方メートル	〇〇〇〇平方メートル	
	浴室		〇〇〇〇平方メートル	〇〇〇〇平方メートル	
	浴槽		〇〇〇〇平方メートル	〇〇〇〇平方メートル	
営業施設の設備	男女の区分		男	女	
	項目				
	携帯品保管設備等		戸棚 10人分、げた箱 10人分	戸棚 10人分、げた箱 10人分	
	湯栓及び水栓		湯栓 5個、水栓 5個 (浴室のカラン数)	湯栓 5個、水栓 5個 (浴室のカラン数)	
	便所	種類及び数		水洗式・くみ取り式 2個	水洗式・くみ取り式 2個
		流水式手洗		<input type="checkbox"/> 有 ・ 無	<input type="checkbox"/> 有 ・ 無
	換気		機械換気・自然換気	照明	30ルクス以上
	浴室の床の使用材料		例：石、タイル、檜等	浴槽の使用材料	例：石、タイル、檜等
	温度計		<input type="checkbox"/> 有 ・ 無	ろ過器	<input type="checkbox"/> 有 ・ 無
	滅菌器		<input type="checkbox"/> 有 ・ 無	貯湯槽	<input type="checkbox"/> 有 ・ 無
浴用に供した汚水の排出の方法及び排水経路		浴槽→公共下水 ・ 浴槽→河川放流 ・ その他(浴槽→) (浴用に使用した汚水の排水経路を選択又は記入)			
使用水の種類		水道水・井水・温泉・その他() (洗面等に使用している水の種類を選択)			
その他の公衆浴場(条例第4条第2項及び第3項で規定するもの)		浴槽数 0個、シャワー数 2個 蒸気・熱気等による入浴設備(サウナ) 2室 提供 有・無 蒸気・熱気等を使用するもの(サウナ等)の場合に記入			

第1号様式（第3条関係）

（この欄には、申請者は記入しないで下さい。）

手 数 料 領 収 済 印						校 正
領 収	月 日		保健所		取 扱 者	
	番 号	第 号	現 金			
	金 額	円	取 扱 者			

公衆浴場営業許可申請書

年 月 日

神奈川県小田原保健福祉事務所長殿

申請者 住 所 〒

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）

年 月 日生

電 話

次のとおり公衆浴場を営業したいので、申請します。

所 在 地	〒 電話
名 称	
公衆浴場の種類	温泉・温湯・薬湯・蒸気、熱気等・その他（ ）
公衆浴場の種別	一般・その他（条例第4条第 項）
工事完成予定年月日	年 月 日
営業開始予定年月日	年 月 日

営業施設の構造設備等の概要

建物の概要	構造	造階建	敷地面積	平方メートル	
	建築面積	平方メートル	建築延べ面積	平方メートル	
営業施設の面積等	男女の区分		男	女	
	項目				
	脱衣室	平方メートル		平方メートル	
	浴室	平方メートル		平方メートル	
	浴槽	平方メートル		平方メートル	
営業施設の設備	男女の区分		男	女	
	項目				
	携帯品保管設備等	戸棚 人分、げた箱 人分		戸棚 人分、げた箱 人分	
	湯栓及び水栓	湯栓 個、水栓 個		湯栓 個、水栓 個	
	便所	種類及び数	水洗式・くみ取り式 個		水洗式・くみ取り式 個
		流水式手洗	有 ・ 無		有 ・ 無
	換気	機械換気・自然換気	照明		ルクス以上
	浴室の床の使用材料		浴槽の使用材料		
	温度計	有 ・ 無	ろ過器		有 ・ 無
	滅菌器	有 ・ 無	貯湯槽		有 ・ 無
	浴用に供した汚水の排出の方法及び排水経路	浴槽→公共下水 ・ 浴槽→河川放流 ・ その他（浴槽→ ）			
その他	使用水の種類	水道水 ・ 井水 ・ 温泉 ・ その他（ ）			
	その他の公衆浴場（条例第4条第2項及び第3項で規定するもの）	浴槽数 個、シャワー数 個 蒸気、熱気等による入浴設備（ ） 室 異性をして客の身体に接する役務の提供 有 ・ 無			

ろ過器の1時間当たりのろ過能力は、浴槽の容量より大きいこと

【HC（ヘアキャッチャー、集毛器）】
循環配管内にある、毛髪や比較的大きな異物を捕集する網状の装置

浴槽によって設備等に違いがある場合は記入

浴槽の名称	ろ過器の有無	容量	ろ過器の処理能力	昇温循環の有無	浴槽水の消毒方法	浴槽使用水	備考
露天風呂 (男女入替)	有・無	2.0 m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	気泡発生装置
男子内湯	有・無	4.2 m ³	5.0 m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
女子内湯	有・無	8.2 m ³	10.6 m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
貸切風呂 (内湯)	有・無	1.2 m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	客毎換水
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	

ろ過循環系統に付属する昇温装置は記載不要（「無」に○をつける）

浴槽の縦×横×深さから、浴槽内のお湯の容量を計算する。例：1.2m×2.0m×0.5m = 1.2 m³
※ 1 m³(立方メートル) = 1 立米(リューベイ) = 1,000ℓ(リットル) = 1m(メートル)×1m×1m ≒ 1 t(トン)

入浴設備の調査票

※該当に○またはレ、下線部に記入

洗面用水（水道水・井戸水・湧水） → 直結 ・ 受水槽（有効容量_____m ³ ）	
浴槽に使用する水の種類（水道水・井戸水・湧水・温泉） → 温泉__種類	
浴槽に使用する循環していない湯を貯留する貯湯槽（有・無） → 原湯・上がり用湯	
有の場合	<input type="checkbox"/> (1) 全ての箇所において60℃以上を保持する加温装置（有・無）
	<input type="checkbox"/> 貯湯槽に温度計の設置（有・無）
	<input type="checkbox"/> (2) 貯湯槽内の湯水の消毒設備（有・無）
	<input type="checkbox"/> 完全に排水できる構造である
<input type="checkbox"/> 新鮮湯水は、循環配管等（昇温装置含む）に接続せず、湯面より上から落とし込む構造である	
<input type="checkbox"/> 浴槽水は、十分にろ過した湯水又は原湯を使用する	
分湯マスや調節箱（有・無）	
有の場合	清掃等の管理は（施設・温泉供給元（_____））
ろ過器（有・無）	
有の場合	<input type="checkbox"/> ろ過器の1時間当たりのろ過能力は、浴槽の容量より大きい
	<input type="checkbox"/> ろ過器は十分な逆洗浄ができる・・・ろ材（砂・その他（_____））
	<input type="checkbox"/> 集毛器（ヘアキャッチャー、HC）はろ過器の前に設置されている
	<input type="checkbox"/> 塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、集毛器の後、ろ過器の直前に設置されている
	<input type="checkbox"/> 完全に排水できる構造である
浴槽水の循環配管（有（ろ過器・昇温装置・その他_____）・無）	
有の場合	<input type="checkbox"/> 循環水の補給口の位置は、浴槽の底部に近い部分にある
	<input type="checkbox"/> 完全に排水できる構造である
	<input type="checkbox"/> 定期的に清掃、洗浄又は消毒を行える構造である
水位計（有（配管式・センサー式）・無）	
配管式 有	<input type="checkbox"/> 定期的に生物膜を除去できる構造である
オーバーフロー回収槽（有・無）	
有の場合	<input type="checkbox"/> 6面点検が可能であり、容易に清掃が出来る構造である
	<input type="checkbox"/> 浴槽水とは別に消毒する設備がある
	<input type="checkbox"/> オーバーフロー環水管を直接ろ過循環の配管に接続していない
	<input type="checkbox"/> 床排水が流入しない構造である
打たせ湯（有・無） <input type="checkbox"/> 循環湯を使用していない	
シャワー（有・無） <input type="checkbox"/> 循環湯を使用していない	
気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の水粒を発生させる設備（有・無）	
有の場合	<input type="checkbox"/> 空気取入口から土ぼこりや浴槽水が入らない構造である
	<input type="checkbox"/> 連日使用している浴槽水を用いる構造でない
	<input type="checkbox"/> 点検、清掃、排水が容易に行える構造である
露天風呂と内湯の有無（両方有・内湯のみ・露天風呂のみ）	
有の場合	<input type="checkbox"/> 露天風呂の湯が内湯に混じる構造がない

（裏面もあります）

(旅館業、公衆浴場)

許可申請時の水質検査について (原湯等)

原湯、原水、上がり用湯、上がり用水に水道水以外の水を使用する場合は、以下の水質検査が必要です。

○ 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質検査項目 (6項目)

	水質検査項目	判定基準
1	色度	5度以下
2	濁度	2度以下
3	水素イオン濃度指数	5.8以上8.6以下
4	有機物 (全有機炭素の量、TOC) ※ 塩素化イソシアヌル酸等を用いて消毒しており、TOCの測定結果を適用することが不適切な場合は、過マンガン酸カリウム消費量	1L中3mg以下 ※ 過マンガン酸カリウム消費量の場合は、1L中10mg以下
5	大腸菌	検出されないこと
6	レジオネラ属菌	検出されないこと (100mL中に10cfu未満をいう)

※ 1～4については、判定基準を適用しないことがあります。

○ 洗面用水の水質検査項目・・・保健福祉事務所あてご相談ください。

【注意事項】

- ※ 採水の日を起点として6か月以内の水質検査成績書の写しを添付してください。(照合のため、原本もお持ちください。確認後、返却します。)
- ※ 原湯、原水については、吐水口から浴槽に落ちる前の湯(水)から採水してください。
- ※ 精度管理を行っている検査機関に依頼してください。
- ※ 水質検査成績書の取得には、1か月以上を要する場合があります。
- ※ 料金、日程、採水容器などについては、各検査機関にお問い合わせください。
- ※ 「塩素化イソシアヌル酸等」の「等」とは、ジクロロイソシアヌル酸又はトリクロロイソシアヌル酸の塩を指します。

※斜体下線部：
令和4年10月1日施行
の条例改正及び令和5年
1月1日施行の細則改正
により変更した箇所

入浴設備の衛生管理について

神奈川県では、「公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準等に関する条例」及び「旅館業法施行条例」により、入浴者の衛生のために必要な基準を定めています。事業者の方は、レジオネラ症防止のため、この基準を遵守し、入浴設備を衛生的に管理してください。

なお、この基準に違反した場合は、公衆浴場法第7条又は旅館業法第8条の規定により**許可の取消し又は営業の停止**になる場合があります。

1 水質基準に適合するように維持管理してください。 水質検査を実施し、結果は3年間保管してください。

(1) 浴槽水：4項目^{*}

項目	水質基準
濁度	5度以下
<u>有機物（全有機炭素の量、TOC）^{**}</u>	<u>8mg/L 以下^{**}</u>
大腸菌群	1個/1ml 以下
レジオネラ属菌	不検出（10cfu 未満/100ml）

⇒ 水質検査の頻度：すべての浴槽で必ず1年に1回以上

- ・ 湯水の採取は清掃の直後を避け、混雑する時間帯に行ってください。
 - ・ **精度管理を行っている検査機関に依頼してください。**
- ※ 浴槽水を循環させることなく客1人ごとに換水する浴槽は水質検査不要です。

(2) 原湯、原水、洗い場のカランやシャワーから出る湯水：6項目 (水道水以外の水を使用している場合)

項目	水質基準
色度	5度以下
濁度	2度以下
pH	5.8 以上 8.6 以下
<u>有機物（全有機炭素の量、TOC）^{**}</u>	<u>3mg/L 以下^{**}</u>
<u>大腸菌</u>	<u>検出されないこと</u>
レジオネラ属菌	不検出（10cfu 未満/100ml）

⇒ 水質検査の頻度：浴槽水が水質基準に適合しなかった場合 (その他必要に応じて)

※※塩素化イソシアヌル酸等を用いて消毒している場合は、過マンガン酸カリウム消費量を測定してください（水質基準：浴槽水は25mg/1L以下、原湯等は10mg/1L以下）。

2 塩素系薬剤を使用して浴槽水の消毒をしてください。

- ・ 浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定し、記録をつけてください。
- ・ 記録は3年間保管してください。
- ・ 測定は1日3回以上が望ましいです。

※ 浴槽水を循環させることなく客1人ごとに換水する浴槽は消毒不要です。

遊離残留塩素濃度・・・**0.4mg/L以上**（～最高1.0mg/L）

<参考：代表的な塩素系薬剤の種類と特徴>

種類 特徴	塩素化イソシアヌル酸 ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	モノクロラミン
主な形状	固形、顆粒状	液体	2剤の現地混合
代表的な 商品名	ネオクロール、スパクリ ーン（四国化成工業㈱） バススター（日本曹達㈱）	ピューラックス （㈱オーヤラックス） 花王病院用ハイター （花王㈱）	クロラクター （ケイ・アイ化成㈱） フリップ・フラップ （日本イオン㈱）
備考	水質検査の項目（有機 物）が変わるため、注意 してください。		使用する場合は保健福祉 事務所あて事前相談が 必要です。

<参考：残留塩素濃度の測定方法>

DPD法の例



デジタル式の例



試験紙の例



※ ただし、原湯・原水の性質等により塩素系薬剤が使用できない場合（水素イオン濃度 **又はアンモニア性窒素等の濃度**が高く塩素系薬剤を使用することが不適切な場合や、他の消毒方法を使用する場合）には、**他の適切な衛生措置を行うことを条件として知事が適当と認めたときは**、浴槽水の塩素消毒の義務が除外されます。

<他の適切な衛生措置>

塩素消毒をしなくても浴槽水からレジオネラ属菌が検出されないこと、つまり日々の入浴設備の衛生管理に問題がないことを確認するための検証を指します。

利用客が多い時期や季節変動を考慮した頻度でレジオネラ属菌の検査を行い、実施した全ての検査結果で陰性を確認してください。

<季節変動を考慮したレジオネラ属菌検査スケジュールの例>

	(例1)3か月おきに レジオネラ属菌検査をする場合		(例2)9か月おきに レジオネラ属菌検査をする場合	
	4項目検査	レジオネラ属菌検査	4項目検査	レジオネラ属菌検査
1年目	1月(冬)		1月(冬)	
		4月(春)		
		7月(夏)		
		10月(秋)		10月(秋)
2年目	1月		1月	
		※		7月(夏)
3年目	1月		1月	
		※		4月(春)
4年目	1月		1月	
		※		※

※ ここまでのすべての検査結果でレジオネラ属菌陰性を確認できた場合、以降は1年に1回以上の4項目の水質検査により水質基準に適合していることを確認してください。
いずれかの検査結果でレジオネラ属菌が検出された場合は、入浴設備の衛生管理のどこかに不備があるため、原因を究明し、検証を継続してください。

3 浴槽やろ過器等の清掃をしてください。

(1) 浴槽

- ろ過器を使用していない浴槽は、**毎日完全に換水**して清掃を行ってください。
- ろ過器を使用している浴槽は、**1週間に1回以上完全に換水**して清掃を行ってください。

(2) ろ過器、**循環配管**

- 毎日、集毛器を清掃及び消毒**してください。
- 7日に1回以上、逆洗浄**を行い、ろ過器や配管内の汚れを排出するとともに、**高濃度塩素等による消毒**を実施してください。

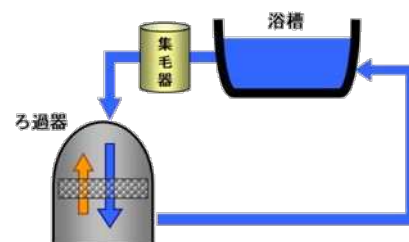
<参考>年に1回程度、配管内の生物膜の点検・除去をしてください。

配管消毒の具体的な方法の例 (7日に1回以上)

※ろ過器の逆洗浄後に行う。

高濃度塩素消毒

- ①循環が可能な程度まで浴槽の水位を下げる
- ②塩素を高濃度に添加 (5~10mg/L程度)
※材質によっては配管の腐食が起きるので注意
- ③数時間循環させる
- ④使用した湯を捨てる

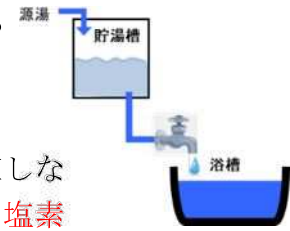


昇温循環配管についても定期的な洗浄及び消毒を実施してください。

4 貯湯槽内の原湯の温度は、60℃以上に保ってください。 貯湯槽は、定期的に清掃・消毒してください。

- ・ 最大使用時にあっては55℃以上に保ってください。
- ・ 毎日貯湯槽内の温度を測定し、記録をつけてください。
- ・ 60℃を維持できない場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の原湯の消毒を行い、**毎日貯湯槽内の塩素濃度を測定し、記録をつけてください。**

<参考>設備の破損や温度計の性能について、定期的に確認してください。
定期的に貯湯槽の底部の滞留水を排水してください。



5 その他の入浴設備も、適切に管理してください。

- ・ 浴室全体、脱衣室は、毎日清掃してください。（公衆浴場は必須、旅館業は参考）
- ・ 水位計と浴槽をつなぐ配管がある場合は、定期的に配管を消毒し、生物膜を除去してください。
（参考：頻度の目安は週に1回程度）
- ・ 気泡発生装置等（ジャグジー、ジェット等の微小な水粒を発生させる設備）がある場合は、定期的に清掃・消毒し、内部に生物膜が形成されないように管理してください。
- ・ 調節箱（洗い場やシャワーに備え付けられた湯栓へ温水を送るための箱）がある場合は、定期的に清掃**及び消毒**をしてください。
- ・ オーバーフロー水及び回収槽の水は浴用に使用しないでください。ただし、これにより難しい場合は、回収槽及び配管内の清掃・消毒を頻繁に行うとともに、回収槽内の水を浴槽水とは別に塩素系薬剤等で消毒してください。
（令和4年10月以降は、回収槽の水だけでなくオーバーフロー水自体が使用できません。）



<参考：旅館業／公衆浴場における衛生等管理要領より>

- ・ シャワーは、週に1回程度、内部の水が置き換わるように通水してください。シャワーヘッドとホースの内部は、1年に1回以上洗浄、消毒してください。
- ・ 露天風呂がある場合は、浴槽に土が入らないよう注意してください。

6 レジオネラ属菌が検出された場合は、浴槽・ろ過器・配管等の洗浄、消毒を行ってください。

気泡発生装置（ジャグジー、ジェット等）がある場合は、直ちに気泡発生装置の使用を停止し、同様に洗浄、消毒を行ってください。

レジオネラ症に罹患してしまう人が出ないように、浴槽のみならず、ろ過器や配管内のバイオフィルムを十分に洗浄除去してから、消毒をしてください。洗浄・消毒は専門業者に依頼してください。

洗浄・消毒後、再度水質検査を実施し、レジオネラ属菌が検出されないことを確認してから、入浴設備の使用を再開してください。

7 手引書及び点検表を作成してください。

- ・ 条例で定められた衛生基準を自主的に管理していただくために、「手引書」と「点検表」を作成して、その内容を従業者全員に周知してください。
- ・ 日常の衛生管理を行う責任者を定めてください。



8 脱衣室等に以下の注意掲示をしてください。

- ・ 浴槽内に入る前は身体を洗うこと
 - ・ 循環している浴槽水の誤飲をしないこと
 - ・ 公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしないこと
- ※ 浴槽水を循環させることなく客1人ごとに換水する浴槽は掲示不要です。

問合せ先

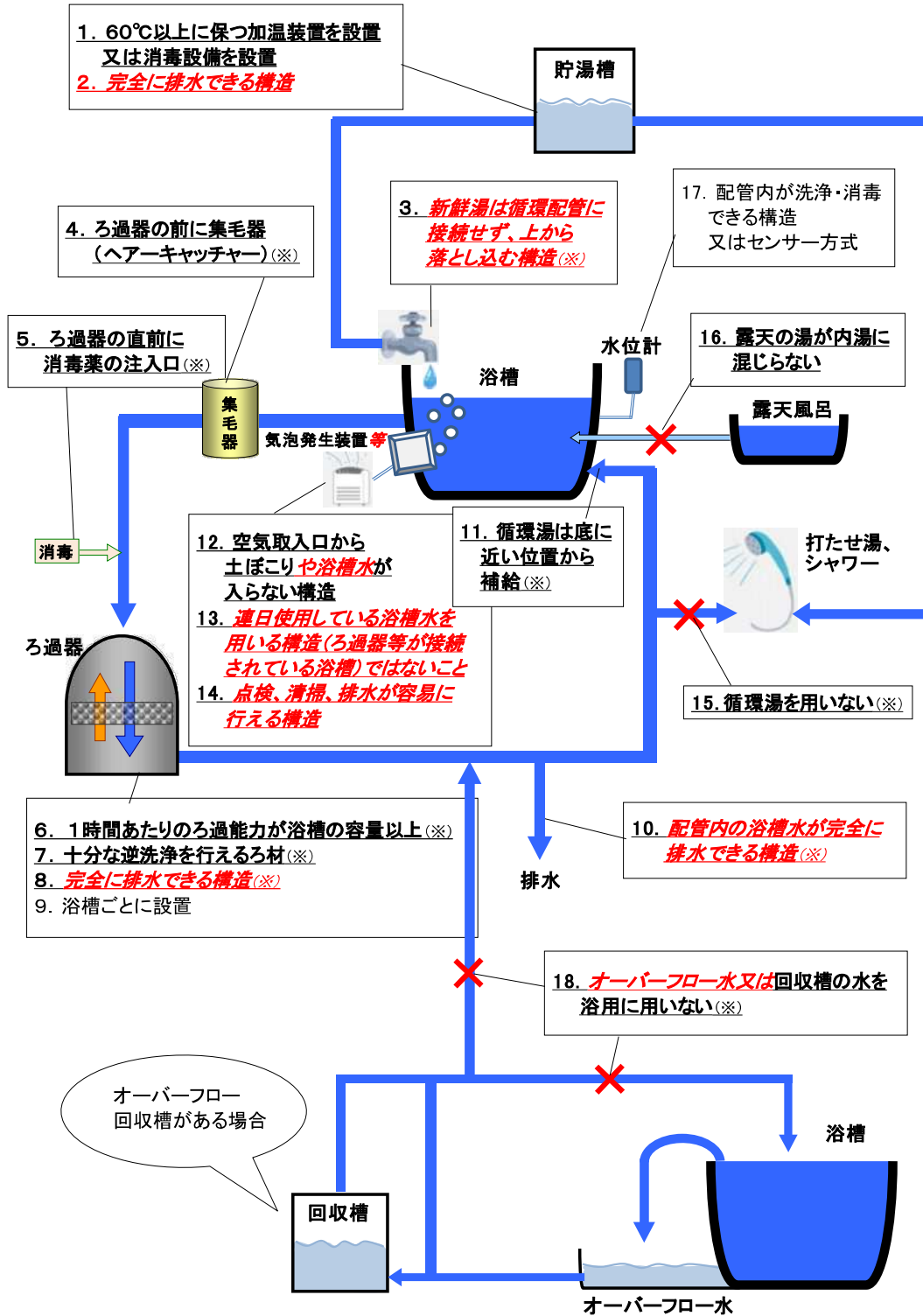
神奈川県小田原保健福祉事務所

環境衛生課

電話 0465-32-8000 (代表)

入浴設備の構造設備基準

(注1) 斜体部: 令和4年10月1日施行の条例改正により加筆・変更した箇所
 (注2) 下線部: 法令、条例で規定されているもの
 (注3) (※)印: 浴槽水を循環させることなく入浴者ごとに換水する浴室には適用しない



令和5年3月
 小田原保健福祉事務所
 環境衛生課 作成

(作成例)

旅館業、公衆浴場業の自主管理の手引書

営業者氏名（法人の名称）

株式会社〇〇〇

手引書に様式の指定はありません。
この作成例を参考に、各施設で作成してください。

営業所名称

かながわの湯

営業所所在地

足柄下郡△△町〇〇 1 2 3 4 - 5

作成年月日

令和元年 5 月 10 日

手引書を作成した年月日を記入。
レジオネラ菌が検出されるなど、管理方法を見直す必要が生じた際には改訂を行う。

手引書の内容の確認欄

施設長	神奈川 太郎
衛生管理責任者	神奈川 一郎
清掃責任者	神奈川 二郎
設備責任者	神奈川 三郎

一人が全てを兼務してもかまいません。
誰が責任をもって管理するかを定めましょう。

申請時に添付する「構造設備についての調査票」と同じ内容のため、その写しで代用しても構いません。

1. 構造設備の概要

洗面用水 (<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 井戸水 <input type="checkbox"/> 湧水) → 直結 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 受水槽 (有効容量 <u>25</u> m ³)	
浴槽に使用する水の種類 (<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 井戸水 <input type="checkbox"/> 湧水 <input type="checkbox"/> 温泉) → 温泉 <u>1</u> 種類	
浴槽に使用する循環していない湯を貯留する貯湯槽 (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) → <input type="checkbox"/> 原湯 <input type="checkbox"/> 上がり用湯	
有の場合	(1) 全ての箇所において 60℃以上を保持する加温装置 (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)
	貯湯槽に温度計の設置 (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)
	(2) 貯湯槽内の湯水の消毒設備 (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)
	<input checked="" type="checkbox"/> 完全に排水できる構造である
<input checked="" type="checkbox"/> 新鮮湯水は、循環配管等 (昇温装置含む) に接続せず、湯面より上から落とし込む構造である	
<input checked="" type="checkbox"/> 浴槽水は、十分にろ過した湯水又は原湯を使用する	
分湯マスや調節箱 (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)	
有の場合	清掃等の管理は (<input type="checkbox"/> 施設 <input type="checkbox"/> 温泉供給元 ())
ろ過器 (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)	
有の場合	<input checked="" type="checkbox"/> ろ過器の1時間当たりのろ過能力は、浴槽の容量より大きい
	<input checked="" type="checkbox"/> ろ過器は十分な逆洗浄ができる・・・ろ材 (<input type="checkbox"/> 砂 <input type="checkbox"/> その他 ())
	<input checked="" type="checkbox"/> 集毛器 (ヘアキャッチャー、HC) はろ過器の前に設置されている
	<input checked="" type="checkbox"/> 塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、集毛器の後、ろ過器の直前に設置されている
	<input checked="" type="checkbox"/> 完全に排水できる構造である
浴槽水の循環配管 (<input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> ろ過器 <input type="checkbox"/> 昇温装置 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 無)	
有の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 循環水の補給口の位置は、浴槽の底部に近い部分にある
	<input checked="" type="checkbox"/> 完全に排水できる構造である
	<input checked="" type="checkbox"/> 定期的に清掃、洗浄又は消毒を行える構造である
水位計 (<input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 配管式 <input type="checkbox"/> センサー式) <input type="checkbox"/> 無)	
配管式 有	<input checked="" type="checkbox"/> 定期的に生物膜を除去できる構造である
オーバーフロー回収槽 (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)	
有の場合	<input type="checkbox"/> 6面点検が可能であり、容易に清掃が出来る構造である
	<input type="checkbox"/> 浴槽水とは別に消毒する設備がある
	<input type="checkbox"/> オーバーフロー環水管を直接ろ過循環の配管に接続していない
	<input type="checkbox"/> 床排水が流入しない構造である
打たせ湯 (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 循環湯を使用していない	
シャワー (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input checked="" type="checkbox"/> 循環湯を使用していない	
気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の水粒を発生させる設備 (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)	
有の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 空気取入口から土ぼこりや浴槽水が入らない構造である
	<input checked="" type="checkbox"/> 連日使用している浴槽水を用いる構造でない (ろ過器が接続されている浴槽でない)
	<input checked="" type="checkbox"/> 点検、清掃、排水が容易に行える構造である
露天風呂と内湯の有無 (<input type="checkbox"/> 両方有 <input type="checkbox"/> 内湯のみ <input type="checkbox"/> 露天風呂のみ)	
有の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 露天風呂の湯が内湯に混じる構造がない

分湯マス：源泉配管の分岐部にあるマス
調節箱：カランやシャワーに送る湯の温度を調節するためのタンク

浴槽の名称	ろ過器の有無	容量	ろ過器の処理能力	昇温循環の有無	浴槽水の消毒方法	浴槽使用水	備考
露天風呂 (男女入替)	有・無	2.0 m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	気泡発生装置
男子内湯	有・無	4.2 m ³	5.0 m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
女子内湯	有・無	8.2 m ³	10.6 m ³ /1h	有・無 HC 有・無			
貸切風呂 (内湯)	有・無	1.2 m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	客毎換水
<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; background-color: yellow;"> 浴槽の縦×横×深さから、浴槽内のお湯の容量を計算する。例：1.2m×2.0m×0.5m = 1.2 m³ ※ 1 m³(立方メートル) = 1 立米(リューベィ) = 1,000ℓ(リットル) = 1m(メートル)×1m(メートル)×1m(メートル) = 1 t(トン) </div>							
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	

2. 浴槽水の水質検査

浴槽水を循環させることなく客ごとに換水する浴槽は、水質検査を実施する義務はありません。

① 実施頻度

年に1回

全ての浴槽ごとに、最も汚れていると思われるタイミングで採水してください。

② サンプルングの場所等の注意事項

サンプルングする日	毎年〇月
サンプルングする水	全ての浴槽ごとに、浴槽内の湯を採取する
サンプルングの時間	営業時間終了後、湯抜き直前の湯を採取する
サンプルング場所	浴槽内の流れが滞留しやすい場所で採取する

③ 検査項目等

	検査項目	水質基準	検査方法
1	濁度	5度以下であること。	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法
2	有機物（全有機炭素の量、TOC） ※塩素化イソシアヌル酸等を用いて消毒している場合は、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	1リットル中3ミリグラム以下であること。 ※有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）の場合は、1リットル中25ミリグラム以下であること。	全有機炭素計測定法 ※有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）の場合は、滴定法
3	大腸菌群	1ミリリットル中に1個以下であること。	下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省・建設省令第1号）第6条に規定する方法
4	レジオネラ属菌	検出されない（100ミリリットル中に10cfu未満をいう。）こと。	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法

④ 検査機関

所在地： ○○県××市□□12-5

名称： △△水質検査センター

電話番号： ○○○○-○○-○○○○

上記4項目を検査できるところであればどこでもかまいません。

3. 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質検査

浴槽やろ過器の構造設備に変更があった場合、浴槽に使用する原水(温泉・井戸水等)を変更した場合に行う検査です。検査を実施する必要があるか分からない場合は、保健福祉事務所までお問い合わせください。

① 実施頻度

浴槽水が水質基準に適合しなかったとき

浴槽等の構造変更があったとき

浴槽に使用する原水(温泉・井戸水等)に変更があった場合

入浴する前のきれいなお湯を検査するため、吐水口から採水してください。

② サンプルング場所

吐水口から浴槽に落ちる前の湯水

洗い場の湯栓又は水栓から出た湯水

③ 検査項目等

	検査項目	水質基準	検査方法
1	色度	5度以下であること。	比色法又は透過光測定法
2	濁度	2度以下であること。	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法
3	pH	5.8以上8.6以下であること。	ガラス電極法又は比色法
4	有機物(全有機炭素の量、TOC) ※塩素化イソシアヌル酸等を用いて消毒している場合は、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	1リットル中3ミリグラム以下であること。 ※有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)の場合は、1リットル中25ミリグラム以下であること。	全有機炭素計測定法 ※有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)の場合は、滴定法
5	大腸菌	検出されないこと。	特定酵素基質培地法
6	レジオネラ属菌	検出されない(100ミリリットル中に10cfu未満をいう。)こと。	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法

精度管理を行っている検査機関に依頼してください。

④ 検査機関

所在地：〇〇県△△市×××

名称：〇〇県水質検査センター

電話番号：〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

4. 浴槽の日常清掃

【ろ過器のある浴槽（男女内湯）】

7日に1回、浴槽水を完全に排水し、〇〇洗剤を用い浴槽全体をブラシで洗浄する。
岩の隙間等、ブラシが届かない箇所は高圧洗浄にて洗浄を行う。
その後△△塩素剤を浴槽全体に散布し、30分間程度放置した後、全体を洗い流す。

【ろ過器のない浴槽（貸切露天）】

毎日、浴槽水を完全に排水し、□□洗剤を用い浴槽全体をスポンジで洗浄する。
その後△△塩素剤を浴槽全体に散布し、30分間程度放置した後、全体を洗い流す。

- ・ 浴槽ごとに、完全に換水して行う清掃の頻度と、その方法を記入
- ・ 形状や素材等を考慮し、浴槽ごとに適した清掃方法を具体的に記入する。

5. ろ過器の管理

ろ過器①：1日1回、自動設定にて逆洗浄を行い、機械が正常に作動していることを確認する。

ろ過器②：7日に1回、手動で逆洗浄を行う（レバーを「逆洗浄」にあわせ、30分間放置したあと元に戻す）。

逆洗浄の頻度と、その方法を記入

6. 循環配管（追い炊き含む）の消毒

7日に1回、浴槽水を交換する際に以下の手順で行う。

- (1) ろ過器の逆洗浄を行う。
- (2) 浴槽水を排水し、水位を底から□cmまで下げる。
- (3) 残った浴槽水に△△塩素剤（濃度□%）を〇ml入れる。
- (4) ろ過循環（又は追い炊き）を3時間行う。
- (5) お湯を完全に排出する。
- (6) 4の方法で浴槽内の清掃を行う。
- (7) 新しい湯を補給し、しばらく循環させる。

- ・ 配管消毒の頻度と、その方法を記入
- ・ (2)は、循環ができる程度まで水位を下げる。
- ・ (3)は、塩素濃度が5~10mg/Lになるように、具体的な数値を記入する。

7. 集毛器（ヘアキャッチャー）の清掃・消毒について

毎日、集毛器を外して中のゴミを取り除き、洗剤とスポンジで洗浄した後、△△塩素剤で拭き消毒する。

清掃頻度と、その方法を記入

8. 水位計配管の消毒

【循環可能な水位計配管】

7日に1回、配管内をブラシで洗浄した後、配管内に高濃度塩素水を流し込み、3時間循環させる。

【循環不可能な水位計配管】

7日に1回、配管内をブラシで洗浄した後、配管内に□□洗剤を入れ、〇分おいた後に水道水で流す。

9. 気泡発生装置等の清掃・消毒

7日に1回、浴槽水を交換する際に以下の手順で行う。

- (1) 気泡板を外して内部を洗浄する。
- (2) 水位が底から□cmになるまで湯を張り、△△塩素剤（濃度□%）を〇ml入れる。
- (3) 装置の運転・停止を30秒ごとに5回繰り返した後、3時間放置する。
- (4) 装置の運転・停止を30秒ごとに5回繰り返した後、4の方法で浴槽内の清掃を行う。

10. 浴槽水の消毒設備の管理方法、消毒状況の確認方法

【ろ過器】

毎日、薬液ポンプが正常に作動し、薬液の注入が行われていることを確認する。
また、塩素タンク内の薬液が少なくなっていたら追加する。

【ろ過器のない浴槽（貸切露天）】

毎日、清掃後（12時）と夜（21時）に、塩素△△塩素剤（濃度□%）を〇ml入れる。

【各浴槽】

浴槽水の遊離残留塩素の測定を1日3回（15時・19時・23時）行い、全てで0.4mg/L以上であることを確認する。
下回っていた場合は、塩素△△塩素剤（濃度□%）を入れ、再度遊離残留塩素を測定し、0.4mg/L以上であることを確認する。

消毒設備の管理方法（又は塩素を手動で添加する方法）や、消毒状況を確認する方法について記入

1 1. 浴槽水を塩素系薬剤で消毒しない場合の他の適切な衛生措置

【検証前の浴槽（貸切風呂①）】

次のスケジュールで水質検査を実施する。

- 1年目：〇〇年1月（冬）4項目検査
10月（秋）レジオネラ属菌検査
- 2年目：〇〇年1月 4項目検査
7月（夏）レジオネラ属菌検査
- 3年目：〇〇年1月 4項目検査
4月（春）レジオネラ属菌検査

以上の検査で全てレジオネラ属菌検査陰性を確認できた場合、以降は毎年1月の4項目の水質検査を行う。
いずれかの検査結果でレジオネラ属菌が検出された場合は、管理方法の見直しを行い、再度同様のスケジュールで季節ごとの水質検査を行う。

【検証が完了した浴槽（貸切風呂②）】

次のスケジュールで水質検査を実施し、全てレジオネラ属菌検査陰性を確認した。

- （採水日）20〇〇.1.12（4項目）、20〇〇.4.15、20〇〇.7.15、20〇〇.10.15、20〇〇.1.12（4項目）
- 今後は、水質検査結果が不適であった場合や、設備や清掃手順を変更した場合には、再度、検証を実施する。

利用客が多い時期や季節変動を考慮した頻度で検査を行う。
※検査頻度は、それぞれの施設の状況に応じて検討する。

1 2. 浴槽、循環配管、水位計配管、気泡発生装置等の定期清掃

1年に2回、すべての浴槽において、〇〇業者に依頼して浴槽全体と配管内を過酸化水素にて洗浄する。
その後、6の方法で循環配管の消毒を、7の方法で集毛器の清掃・消毒を、8の方法で水位計配管の消毒を、9の方法で気泡発生装置の清掃を行う。

4～9に記入した日々の清掃や消毒以外に、大掃除などをする場合はその方法を記入

1 3. 貯湯槽の清掃・消毒

- ・毎日、営業時間前に貯湯槽の温度計を確認し、60℃を下回っている場合は貯湯槽内に塩素剤を注入する。
- ・1年に1回（毎年6月）、△△清掃業者に依頼し、貯湯槽の清掃を行う。

貯湯槽の管理方法、清掃頻度とその方法を記入
※飲用の貯湯槽ではなく、浴槽用・シャワー用のお湯を貯めている貯湯槽（温泉タンク、ストレージタンク）について記入する。

1 4. 調節箱の清掃

1年に1回（毎年6月）、分湯枡をブラシ及び洗剤にて清掃し、必要に応じて塩素剤で消毒する。

1 5. オーバーフロー回収槽の湯水の消毒設備の管理方法

（オーバーフロー回収槽がある場合のみ記載）

オーバーフロー回収槽について記入

1 6. オーバーフロー回収槽の清掃・消毒

（オーバーフロー回収槽がある場合のみ記載）

※ オーバーフロー回収槽は厳重な管理が必要です。不明な点は保健福祉事務所にご相談ください。

1 7. その他の必要な事項

- ・ 打たせ湯、気泡発生装置は、それぞれの浴槽水の水質検査でレジオネラが検出されたら、ただちに使用を中止し、清掃・消毒を行う。
その後、再検査で陰性を確認するまで使用しない。
- ・ 洗い桶は、毎日水で洗い流して乾燥させる
- ・ 脱衣所のマットは、毎日交換する

1～16以外に、浴室の管理に必要なと思われる事項があれば記入

旅館業、公衆浴場業の自主管理の手引書

営業者氏名（法人の名称）

営業所名称

営業所所在地

作成年月日

手引書の内容の確認欄

施設長	
衛生管理責任者	
清掃責任者	
設備責任者	

1. 構造設備の概要

洗面用水（水道水・井戸水・湧水） → 直結・受水槽（有効容量_____m ³ ）	
浴槽に使用する水の種類（水道水・井戸水・湧水・温泉） → 温泉__種類	
浴槽に使用する循環していない湯を貯留する貯湯槽（有・無） → 原湯・上がり用湯	
有の場合	<input type="checkbox"/> (1) 全ての箇所において60℃以上を保持する加温装置（有・無）
	<input type="checkbox"/> 貯湯槽に温度計の設置（有・無）
	<input type="checkbox"/> (2) 貯湯槽内の湯水の消毒設備（有・無）
	<input type="checkbox"/> 完全に排水できる構造である
<input type="checkbox"/> 新鮮湯水は、循環配管等（昇温装置含む）に接続せず、湯面より上から落とし込む構造である	
<input type="checkbox"/> 浴槽水は、十分にろ過した湯水又は原湯を使用する	
分湯マスや調節箱（有・無）	
有の場合	清掃等の管理は（施設・温泉供給元（_____））
ろ過器（有・無）	
有の場合	<input type="checkbox"/> ろ過器の1時間当たりのろ過能力は、浴槽の容量より大きい
	<input type="checkbox"/> ろ過器は十分な逆洗浄ができる・・・ろ材（砂・その他（_____））
	<input type="checkbox"/> 集毛器（ヘアキャッチャー、HC）はろ過器の前に設置されている
	<input type="checkbox"/> 塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、集毛器の後、ろ過器の直前に設置されている
	<input type="checkbox"/> 完全に排水できる構造である
浴槽水の循環配管（有（ろ過器・昇温装置・その他_____）・無）	
有の場合	<input type="checkbox"/> 循環水の補給口の位置は、浴槽の底部に近い部分にある
	<input type="checkbox"/> 完全に排水できる構造である
	<input type="checkbox"/> 定期的に清掃、洗浄又は消毒を行える構造である
水位計（有（配管式・センサー式）・無）	
配管式 有	<input type="checkbox"/> 定期的に生物膜を除去できる構造である
オーバーフロー回収槽（有・無）	
有の場合	<input type="checkbox"/> 6面点検が可能であり、容易に清掃が出来る構造である
	<input type="checkbox"/> 浴槽水とは別に消毒する設備がある
	<input type="checkbox"/> オーバーフロー環水管を直接ろ過循環の配管に接続していない
	<input type="checkbox"/> 床排水が流入しない構造である
打たせ湯（有・無） <input type="checkbox"/> 循環湯を使用していない	
シャワー（有・無） <input type="checkbox"/> 循環湯を使用していない	
気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の水粒を発生させる設備（有・無）	
有の場合	<input type="checkbox"/> 空気取入口から土ぼこりや浴槽水が入らない構造である
	<input type="checkbox"/> 連日使用している浴槽水を用いる構造でない
	<input type="checkbox"/> 点検、清掃、排水が容易に行える構造である
露天風呂と内湯の有無（両方有・内湯のみ・露天風呂のみ）	
有の場合	<input type="checkbox"/> 露天風呂の湯が内湯に混じる構造がない

浴槽の名称	ろ過器の有無	容量	ろ過器の処理能力	昇温循環の有無	浴槽水の消毒方法	浴槽使用水	備考
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	
	有・無	m ³	m ³ /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他()	

2. 浴槽水の水質検査

① 実施頻度

② サンプルングの場所等の注意事項

サンプルングする日	
サンプルングする水	
サンプルングの時間	
サンプルング場所	

③ 検査項目等

	検査項目	水質基準	検査方法
1	濁度	5度以下であること。	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法
2	有機物（全有機炭素の量、TOC） ※塩素化イソシアヌル酸等を用いて消毒している場合は、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	1リットル中3ミリグラム以下であること。 ※有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）の場合は、1リットル中25ミリグラム以下であること。	全有機炭素計測定法 ※有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）の場合は、滴定法
3	大腸菌群	1ミリリットル中に1個以下であること。	下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省・建設省令第1号）第6条に規定する方法
4	レジオネラ属菌	検出されない（100ミリリットル中に10cfu未満をいう。）こと。	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法

④ 検査機関

所在地：_____

名称：_____

電話番号：_____

3. 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質検査

① 実施頻度

② サンプルング場所

③ 検査項目等

	検査項目	水質基準	検査方法
1	色度	5度以下であること。	比色法又は透過光測定法
2	濁度	2度以下であること。	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法
3	pH	5.8以上8.6以下であること。	ガラス電極法又は比色法
4	有機物（全有機炭素の量、TOC） ※塩素化イソシアヌル酸等を用いて消毒している場合は、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	1リットル中3ミリグラム以下であること。 ※有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）の場合は、1リットル中25ミリグラム以下であること。	全有機炭素計測定法 ※有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）の場合は、滴定法
5	大腸菌	検出されないこと。	特定酵素基質培地法
6	レジオネラ属菌	検出されない（100ミリリットル中に10cfu未満をいう。）こと。	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法

④ 検査機関

所在地：_____

名称：_____

電話番号：_____

4. 浴槽の日常清掃

--

5. ろ過器の管理

--

6. 循環配管（追い炊き含む）の消毒

--

7. 集毛器（ヘアキャッチャー）の清掃・消毒について

--

8. 水位計配管の消毒

--

9. 気泡発生装置等の清掃・消毒

--

10. 浴槽水の消毒設備の管理方法、消毒状況の確認方法

--

1 1. 浴槽水を塩素系薬剤で消毒しない場合の他の適切な衛生措置

1 2. 浴槽、循環配管、水位計配管、気泡発生装置等の定期清掃

1 3. 貯湯槽の清掃・消毒

1 4. 調節箱の清掃

1 5. オーバーフロー回収槽の湯水の消毒設備の管理方法

1 6. オーバーフロー回収槽の清掃・消毒

1 7. その他の必要な事項

自主管理点検表

作成例：循環なし

浴槽名 女子露天

貯湯槽は、温度管理の場合は温度を、
塩素管理の場合は塩素濃度を記録

令和 4 年

3月		遊離残留塩素濃度測定			浴槽の換水・清掃	水位計配管の消毒	気泡発生装置の清掃・消毒	集毛器の清掃・消毒	循環配管の清掃・消毒	ろ過器の逆洗浄	脱衣室・浴室の清掃	貯湯槽の温度	その他	担当者
実施頻度		1日3回以上												
日	曜日	6時	12時	20時	毎日	7日に1回	7日に1回	毎日	7日に1回	7日に1回	毎日	毎日		
1日	木	0.5	0.4	0.5										
2日	金	0.5	0.4	0.8	○	○	○				○	67℃		鈴木
3日	土	0.6	0.7	0.2→0.4	○						○	65℃	20時塩素不足 →手撒きし再測定	佐藤
4日	日	0.4	0.5	0.5	○						○	64℃		佐藤
5日	月	0.4	0.4	0.7	○						○	64℃		鈴木
6日	火	0.5	0.8	0.9	○						○	67℃		鈴木
7日	水	0.5	0.8	0.7	○						○	65℃		田中
8日	木	0.9	0.7	0.5	○						○	68℃		佐藤
9日	金	0.9	0.7	0.1→0.6	○	○	○				○	65℃	20時塩素不足 →手撒きし再測定	田中
10日	土	0.7	0.4	0.8	○						○	65℃		佐藤
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
その他の特記事項													責任者確認欄	
14日(休業日) ○○業者に依頼し、浴槽と水位計配管の過酸化水素による洗浄を実施した。													神奈川一郎	
定期清掃や点検の実施状況等を記入														

塩素濃度不足時は、塩素剤を手撒きする等の是正措置を取り、0.4以上あることを確認、記録

20時塩素不足
→手撒きし再測定

20時塩素不足
→手撒きし再測定

自主管理点検表

作成例：循環あり

浴槽名 女子内湯

貯湯槽は、温度管理の場合は温度を、
塩素管理の場合は塩素濃度を記録

令和 4 年

3月		遊離残留塩素濃度測定			浴槽の換水・清掃	水位計配管の消毒	気泡発生装置の清掃・消毒	集毛器の清掃・消毒	循環配管の清掃・消毒	ろ過器の逆洗浄	脱衣室・浴室の清掃	貯湯槽の温度	その他	担当者
実施頻度		1日3回以上												
日	曜日	6時	9時	15時	7日に1回	7日に1回	7日に1回	毎日	7日に1回	7日に1回	毎日	毎日		
1日	木	0.5	0.4	0.5										
2日	金	0.5	0.4	0.8	○	○	○	○	○	○	○	66℃		鈴木
3日	土	0.6	0.7	0.2→0.4	○						○	65℃	20時塩素不足 →手撒きし再測定	田中
4日	日	0.4	0.5	0.5	○						○	66℃		佐藤
5日	月	0.4	0.4	0.7				○			○	65℃		鈴木
6日	火	0.5	0.8	0.9				○			○	67℃		鈴木
7日	水	0.5	0.8	0.7				○			○	67℃		田中
8日	木	0.9	0.7	0.5				○			○	67℃		佐藤
9日	金	0.9	0.7	0.1→0.6	○	○	○	○	○	○	○	65℃	20時塩素不足 →手撒きし再測定	田中
10日	土	0.7	0.4	0.8				○			○	65℃		佐藤
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
その他の特記事項													責任者確認欄	
14日(休業日) ○○業者に依頼し、浴槽、循環配管、水位計配管の過酸化水素による洗浄を実施し、ろ材を交換した。													神奈川一郎	
定期清掃や点検の実施状況等を記入														

塩素濃度不足時は、塩素剤を手撒きする等の是正措置を取り、0.4以上あることを確認、記録

20時塩素不足
→手撒きし再測定

20時塩素不足
→手撒きし再測定

自主管理点検表

浴槽名 _____

令和 年 (循環なし) (循環あり)

月	遊離残留塩素濃度測定			浴槽の換水・清掃	浴槽の換水・清掃	水位計配管の消毒	気泡発生装置の清掃・消毒	集毛器の清掃・消毒	循環配管の清掃・消毒	ろ過器の逆洗浄	脱衣室・浴室の清掃	貯湯槽の温度	その他	担当者
	実施頻度	1日3回以上			毎日	7日に1回	7日に1回	7日に1回	毎日	7日に1回	7日に1回	毎日		
日	曜日	時	時	時										
1日														
2日														
3日														
4日														
5日														
6日														
7日														
8日														
9日														
10日														
11日														
12日														
13日														
14日														
15日														
16日														
17日														
18日														
19日														
20日														
21日														
22日														
23日														
24日														
25日														
26日														
27日														
28日														
29日														
30日														
31日														

その他の特記事項	責任者確認欄